

2008年8月13日

国際協力銀行 総裁 田波 耕治 様
cc: 外務大臣 高村 正彦 様
財務大臣 伊吹 文明 様
経済産業大臣 二階 俊博 様

国際環境 NGO FoE Japan

パハン・セランゴール導水事業における貴行の融資実行に関する要請

2005年3月31日、国際協力銀行（JBIC）がマレーシア政府と820億4000万円を限度とする借款契約を締結したパハン・セランゴール導水事業について、下記の通り要請させていただきます。

同事業につきましては、融資決定以前より、日本国内外の多様なステークホルダーによって¹、自然環境への影響、事業計画の妥当性の問題、不十分な代替案の検討、同事業により影響を受ける先住民族の同意取得プロセスの問題、環境影響評価の不備、不十分な情報公開等、様々な問題が指摘されてきました。さらに、昨年10月には、現地で同事業の被影響住民である先住民族が環境影響評価のプロセスを巡り、裁判所に法的救済を求めて訴訟を起こすなど、現地でも同事業を進めることへの疑問の声が高まっています。

こうした状況の中、同事業の被影響住民が移転に同意しているのか否か、また移転が必要であるのか否かを、日本政府と共に貴行が自ら確認を行う目的で現地調査を計画されていることは、同事業への融資者の責任として然るべき対応であり、非常に喜ばしく思っております。

一方で、同事業の必要性に関する情報公開及び説明責任に関する問題については、貴行の融資検討段階から懸念をお伝えしてきたにも関わらず、その状況は一向に改善されていないと考えます。特に、同事業については、過去最大規模の、しかも中進国に対する円借款であることを鑑みれば、ODA 供与にあたっては、情報公開と相応の説明責任が確保されるべきだと考えます。

同事業の必要性の根拠となっている水需要予測データについて、日本政府及び貴行は、JBICの『事業事前評価表』で説明責任を果たしているとしていますが、同事業事前評価には事業の必要性に関して、ごく一般的な記述²しか示されておらず、説明責任として極めて不十分であると考えます。日本政府及び貴行としては、水需要予測が示されているマレーシア政府による「国家水資源調査」は「マレーシア政府保有の資料であり、マレーシア政府からは、日本国政府及び JBIC が第三者

¹ 詳しくは、<http://www.foejapan.org/aid/jbic02/kelau/press/index.html> を参照。

² JBICによる同事業の事前評価（<http://www.jbic.go.jp/japanese/oec/before/2004/pdf/malaysia.pdf>）

に公開することは同意できないとの回答を得ていること³、そして、同じく同事業の必要性の根拠が示されている JBIC の案件形成促進調査 (SAPROF) に関しては、「公にしないことを条件にマレーシア政府から任意に提出された情報が含まれており」ことから、「公開することは困難」としています。

他方で、同事業計画よりも環境影響がより少ないとみられている代替案を検討する声が現地で挙がってきている⁴ことを鑑みても、仮に、これらのデータの公開が不可能であれば、調査結果を公開するという前提のもと、日本政府及び貴行が独自に同計画の必要性について調査を実施するなど、融資機関として、同計画への融資について、改めて検討する余地があるものと思われます。

以上のように、同事業は以前より複数の重大な問題が指摘され、それらが解決に至っていないにもかかわらず、現在、マレーシア政府は工事の入札作業を進めており、事業は着々と進行しています。しかしながら、被影響住民の移転問題をはじめ、指摘されてきた問題が解決されない限り、貴行は同事業へ融資を実施すべきではないと考えます。貴行がこれらの問題を放置したまま、融資を実行することは、政府開発援助の実施機関の責任という意味でも、また、『環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン』に照らしても⁵、不相当であると考えます。

貴行が日本の市民に対して事業の必要性に関する説明責任を果たし、特に先住民族の移転問題等、同事業の環境・社会面での問題の解決を図ること、また、これらの問題が解決されるまで融資を実行しないことを強く要請致します。

以上

【本件に関するお問い合わせ】

国際環境 NGO FoE Japan

住所：〒171-0014 東京都豊島区池袋 3-30-8 みらい館大明 1F

Tel: 03-6907-7217

担当：渡辺瑛莉 Email: watanabe@foejapan.org

³ 2008年4月9日、第169回国会参議院決算行政監視委員会にて前田雄吉議員の質問と政府答弁。

⁴ 2008年3月31日付、SOS セランゴール (現地 NGO)「セランゴール州におけるダム及び水問題に関する州政府に対する覚書 (<http://sos-selangor.org/?p=46#more-46>) や現地新聞報道 (例えば、2007年3月4日付 New Sunday Times 紙 :

http://www.coac.org.my/codenavia/portals/coacv2/code/main/main_art.php?parentID=11374493258660&artID=11735064670370)等を参照。

⁵【第一部】4.環境社会配慮確認手続き(4)モニタリング「第三者等から、環境社会配慮が十分ではないなどの具体的な指摘があった場合には、本行は、その指摘を借入人に伝達するとともに、必要に応じて、借入人を通じプロジェクト実施主体者による適切な対応を促す。プロジェクト実施主体者が対応するに当たっては、透明でアカウンタブルなプロセスにより、具体的な指摘事項の精査、対応策の検討、プロジェクト計画への反映がなされることを本行は確認する。…本行は、…さらに、融資契約に基づき、本行の要求に対するプロジェクト実施主体者の対応が不適当な場合には、貸付実行の停止等の本行側の措置を検討することがある。」